

公団の民営化について

道路四公団民営化に係る経緯

- 平成13年12月19日 「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
- 平成14年 6月17日 「道路関係四公団民営化推進委員会設置法」施行
- 6月24日 第1回道路関係四公団民営化推進委員会 開催
- 12月 6日 道路関係四公団民営化推進委員会が「意見書」を提出
- 12月12日 「道路関係四公団の民営化について」(政府・与党申し合わせ)
- 12月17日 「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」
(閣議決定)
- 平成15年 1月20日 通常国会に本州四国連絡橋公団の債務の軽減及び高速自動車国道の新直轄方式の導入に係る法案を提出
- 3月25日 道路関係四公団民営化に関する政府・与党協議会開催、「道路関係四公団民営化に関し直ちに取り組む事項について」が了承
- 8月 平成16年度予算概算要求(事業中路線の建設方針等)
- 12月22日 「道路関係四公団の民営化の基本的枠組みについて」(政府・与党申し合わせ)
- 平成16年 1月20日 「道路関係四公団民営化関連法案の骨子について」(国交省発表)
- 3月 道路関係四公団民営化に関する関係法案を国会に提出
- 6月(?) 道路関係四公団民営化に関する関係法案が可決・成立
- 8月 平成17年度予算概算要求(予算額、組織等)
- 12月 平成17年度予算政府案決定
- 平成17年 月 道路関係四公団民営化(新たな組織の発足)

阪神公団

- 平成15年 3月25日 「コスト削減計画」公表
- 平成15年 4月 1日 民間企業経営者に顧問委嘱
- 平成15年 5月16日 民営化総合企画室を設置
- 平成15年 6月 9日 「道路関係四公団の民間企業並財務諸表等の概要について」公表

当公団としては、今後、

建設中路線の残事業に係る建設コストの10%縮減や平成17年度までに30%の管理コストの縮減

入札・契約方式の見直し、発注費の削減等による関連法人の見直し

等に積極的に取り組むとともに、その他の事項についても、民営化法案の作成状況、国会における審議状況等を踏まえて、必要な検討を進めていく。

なお、公団内において民営化に向けて取り組みを要する諸課題については、理事長を本部長とする「民営化推進本部」(平成15年6月11日設置)の下、整理・調整を図りながら、検討を進める。

道路関係四公団民営化関係法案の骨子

I. 高速道路株式会社法案（仮称）

- 1 高速道路の建設・管理・料金徴収を行う特殊会社を設立（当初6社）。
- 2 会社の名称（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、いずれも仮称）、目的を規定。
- 3 各会社が原則として事業対象とすべき地域と道路種別を設定。
この対象以外の道路についての事業実施も可能。
- 4 サービスエリアの運営等の関連事業も実施。
- 5 会社は、機構と、貸付料・貸付期間等を内容とする協定を締結。
- 6 本四会社については、経営安定化時点で、西日本会社と合併。
- 7 その他所要の規定

II. 独立行政法人日本高速道路保有機構法案（仮称）

- 1 民営化の円滑な実施を図るため、高速道路に係る債務の早期かつ確実な返済を行う独立行政法人として日本高速道路保有機構（仮称）を設立。
- 2 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、貸付料の徴収、債務の償還等を実施。
- 3 会社と協定を締結。
- 4 大臣認可を受けて、償還計画等を記載した業務実施計画を作成。
⇒有利子債務の高速国道・本四関係分は非拡大。その他も、極力上回らないよう努力。
- 5 貸付料の額は、債務の償還等に要する費用を貸付期間内に償うよう設定。
- 6 機構の債務に対する政府保証ができる旨規定。
- 7 民営化から45年後に解散。
⇒高速道路は道路管理者（国・地方公共団体）に帰属（無料開放）。
- 8 その他所要の規定

・日本道路公団等の民営化等のための道路関係法律の整備に関する法律案（仮称）

（１）道路整備特別措置法の一部改正

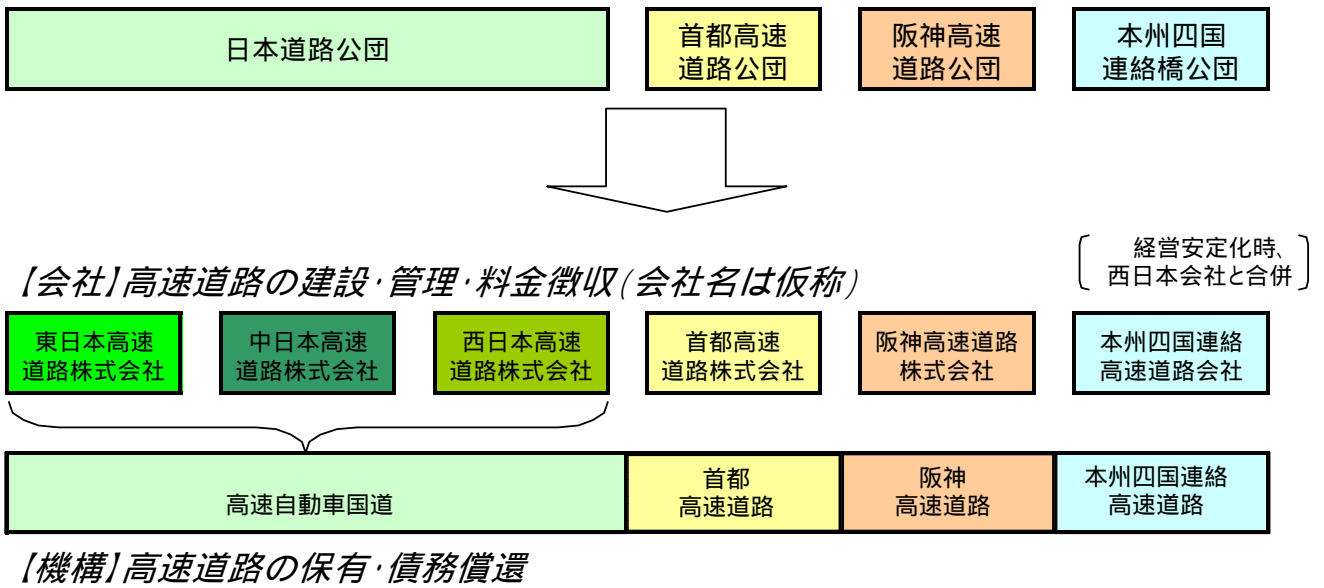
- 1 会社は、国土交通大臣に許可を申請して事業を実施。
公団に対する施行命令方式を廃止し、自主的経営判断に基づく申請方式（整備計画区間等事業中区間以外の新規建設区間に適用）。
- 2 会社が建設する高速道路は、建設完了時に機構に帰属。
同時に会社の自己調達資金債務は機構が引受け（会社は貸付料支払という形で機構を通して債務を償還）。
- 3 料金の額は、貸付料及び会社による維持管理費用を料金徴収期間内に償うよう設定。
- 4 その他所要の規定

（２）その他の道路関係法律の整備

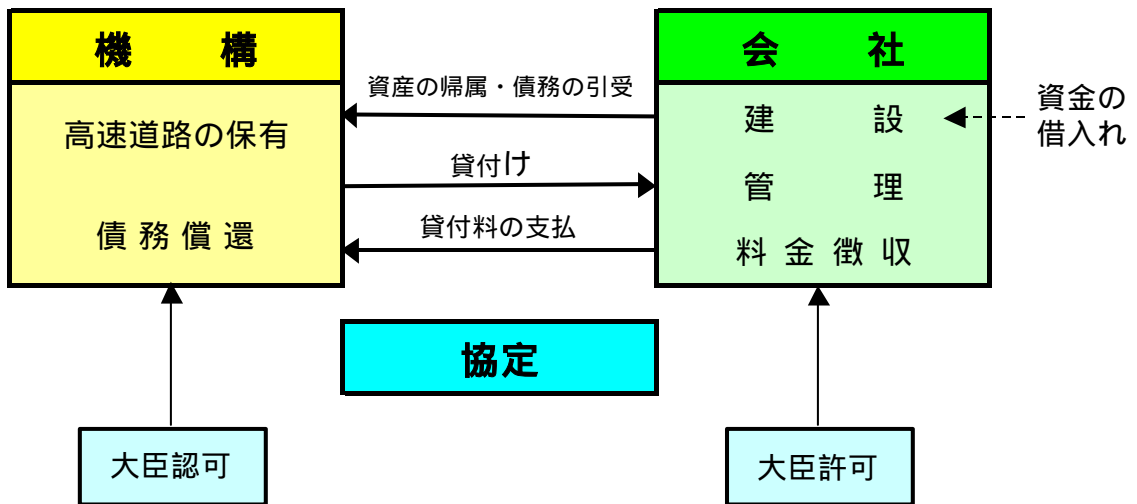
・日本道路公団等民営化関係法施行法案（仮称）

- 1 公団の解散、会社及び機構の設立手続並びに公団から会社及び機構への権利義務の承継について規定。
- 2 業務の引継ぎ等経過措置
供用中の高速道路
既に供用中の高速道路は、当該高速道路を原則として事業対象とするべき会社が管理・料金徴収を実施。
建設中・計画中の高速道路
国土交通大臣が会社と協議して、会社が建設等を行うべき区間を指定（複数の会社との協議制）。
会社が建設等を行わないことに正当な理由がある場合は、建設等を行うべき区間として指定しない（理由が正当なものであるか否かは社会資本整備審議会で判断）。
その他所要の規定
- 3 道路関係四公団法の廃止その他関係法律の整備

【民営化のイメージ】



【会社と機構による事業実施のイメージ】



事業対象区間の選定における会社の自主性尊重

- ・事業中区間 国土交通大臣と会社との協議制
- ・事業中区間以外の新規建設 会社の自主的経営判断に基づく申請方式